仕様書

1	業務名称	守山市福祉バス賃借業務
2	履行期間	契約締結日から令和９年６月 30 日まで
3	車両の条件	①観光バスおよび観光バスに準ずる車両 ②大型バス・・50 人程度が乗車可能であること（運転手除く） 中型バス・・30 人程度が　〃　（運転手除く） ③車椅子等が積み込めること
4	運行内容	時間　午前８時 30 分から午後５時まで （市が必要と認めた場合はこの限りではない） 距離　守山市役所本庁舎を中心として概ね 75 キロメートル以内 回数　大型　６回程度／年（走行予定距離 860 ㎞、走行予定時間 67 時間） 中型　４回程度／年（走行予定距離 380 ㎞、走行予定時間 42 時間） ※運行回数、走行距離および走行時間は、あくまでも当初予定量であり、増減があるため、単価契約に基づき、対応するものとする。
5	乗務員	乗務員は運転手のみとし、ガイドはなしとする。 乗務員の食事はなしとする。
6	車両の配車	運行日の 10 営業日前までに配車依頼をし、これに対応できること。
7	契約額	走行距離および走行時間により単価表示を行い、単価に令和８年度の予定走行距離および走行時間を乗じた総計について、最低金額を提示した業者と単価契約を締結する。
8	業務報告	運行実施日の翌月末までに業務完了報告書を提出すること。
9	支　払	適正な請求があった日から 30 日以内に支払う。
10	その他	①乗車および降車等の時に介助が必要な場合は、それを行うこと。 ②事故等の緊急時にはすみやかに対応し、市役所担当職員に連絡すること。 ③運行中に生じた事故については、一切の責任を負うこと。 ④天候等により運行が中止された時の支払いは行わないこととする。 ⑤その他、必要に応じ、協議するものとする。